

○白岡市地域住民による公園等の管理作業に関する要綱

平成24年7月1日

告示第164号

改正 平成29年3月24日告示第111号

(目的)

第1条 この告示は、地域の住民及び住民団体（以下「住民等」という。）が、白岡市（以下「市」という。）が管理する公園、緑地等（以下「公園等」という。）の維持管理について、日常的な管理作業（以下「管理作業」という。）を行うことにより、公園愛護心の育成、地域コミュニティ活動の推進及び地域の美観の向上を図ることを目的とする。

(対象となる場所)

第2条 対象となる場所は、都市整備部街づくり課が管理する公園等とする。

(管理できる内容)

第3条 公園等の管理作業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公園等における花壇の管理
- (2) 公園等の除草及び清掃活動
- (3) その他市長が認めた公園等の管理

2 公園等の管理作業上生じた一切の事項は、公園等の管理作業をしようとする者の責めに帰するものとする。

(管理作業ができる者)

第4条 公園等の管理作業ができる者は、公園等の管理作業に意欲があり、地域貢献活動に理解及び熱意を持っている市の住民等とする。

(申請)

第5条 公園等の管理作業をしようとする住民等は、様式第1号の公園等の管理作業に関する申請書を市長に提出しなければならない。

(認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を行った者が、第4条に規定する管理作業ができる者と認める場合は、様式第2号の公園等の管理作業に関する認定書を交付するものとする。この場合において、市長は、場所や作業等について条件を付することができる。

2 市長は、前項の認定をしない場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第7条 認定期間は、次のとおりとする。ただし、認定期間を過ぎても更に公園等の管理作業をしようとする者は、再度、申請書を提出するものとする。

- (1) 個人の場合 最初の年は1年間とし、更新をした場合は2年間
- (2) 団体の場合 最初の年は1年間とし、更新をした場合は3年間

(禁止行為)

第8条 公園等の管理作業をする住民等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 内容に沿っていない目的外の管理作業
- (2) 維持管理物件の転貸
- (3) 営利を目的とした行為
- (4) 公園の管理上支障をきたす行為
- (5) その他市長が不適切と判断した行為

(認定の取消し)

第9条 市長は、住民等が次に掲げる事項に該当する場合は、第6条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 管理作業を履行することが不可能になったとき。
- (2) 第8条に掲げる禁止行為を行ったとき。
- (3) 認定期間終了後、更新の申請をしなかったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しについて必要な条件を付すことができる。

3 第1項の規定により住民等が損失を受けても、市長はその責めを負わないものとする。

(支給品)

第10条 市長は、住民等に対し、必要に応じて、鎌、軍手、ごみ袋等の消耗品及び種子、球根類の原材料を支給するものとする。

2 住民等は、前項の規定により管理作業に要する消耗品及び原材料の支給について、様式第3号の消耗品等請求書を市長に提出するものとする。

3 住民等は、第1項の規定により管理作業に要する消耗品及び原材料の支給を受けた場合は、様式第4号の受取書を市長に提出するものとする。

(賠償責任)

第11条 住民等は、自己の責めに帰すべき理由により公園等の施設、設備等を毀損したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めのない事項については、その都度市と住民等が協議して決定するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日告示第111号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

| | | |
|--|----------------------|-------|
| 公園等の管理作業に関する申請書 | | 年 月 日 |
| (宛先)白岡市長 | | |
| 申請者 住 所 氏 名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 | | |
| 白岡市地域住民による公園等の管理作業に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり公園等の管理作業について認定を受けたいので申請します。 記 | | |
| 管理の目的 | | |
| 管理の期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | |
| 管理を行う場所又は公園施設名 | | |
| 管理の内容 | 作業内容 | |
| | 作業頻度 | |
| | 作業人数 | |
| 備考 | | |

※申請者が団体の場合は、団体の構成員が分かる名簿を添付してください。

様式第2号(第6条関係)

| | | |
|---|----------------------|-----------------|
| 公園等の管理作業に関する認定書 | | 第 年 月 日 号 |
| 様 | | |
| 白岡市長 | | 印 |
| 白岡市地域住民による公園等の管理作業に関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり公園等の管理作業について認定する。 記 | | |
| 管理の期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | |
| 管理の場所 | | |
| 管理の内容 | 作業内容 | |
| | 作業頻度 | |
| | 作業人数 | |
| 備考 | | |

様式第3号(第10条関係)

消耗品等請求書

年 月 日

(宛先) 白岡市長

住 所

氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

白岡市地域住民による公園等の管理作業に関する要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

| 消 耗 品 | | 原 材 料 | |
|---------|-----|---------|-----|
| 消 耗 品 名 | 数 量 | 原 材 料 名 | 数 量 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第4号(第10条関係)

受 取 書

年 月 日

(宛先) 白岡市長

住 所

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

白岡市地域住民による公園等の管理作業に関する要綱第10条第3項の規定により、次のとおり提出します。

| 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第10条関係)